平成３０年（フ）第３６２号
福岡県古賀市天神１丁目11番19―601号
債務者　高尾　明美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３８２号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木557番地１　伸栄コーポ102号
債務者　本村真理子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８号
長野県諏訪市大字湖南870番地１　イツミハウスＢ102
債務者　酒井　和彦
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第９号
兵庫県たつの市揖保町中臣1330番地１　中臣県住１棟115号
債務者　安田　利沙
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第１８号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1096番地３
債務者　阿部　直子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第９２号
大分市志村１丁目２番10号
債務者　平川ミチ子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４８号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目９番３―206号サンライズ山本、前住所宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目９番３―305号　サンライズ山本
債務者　宮崎　卓矢
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第５２号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目18番５－１号
債務者　梶原　啓志
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１５号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須154番地40
債務者　齋藤　　旭
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
青森県北津軽郡板柳町大字掛落林字前田94番地
債務者　對馬　　希
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
青森県つがる市木造増田43番地８　増田アパート13号
債務者　長尾　真充
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
青森市大字大野字若宮97番地３
債務者　北畠　大貴
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
栃木県小山市西城南２丁目４番地９　ユーミー西城南301号
債務者　石川　成子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第６５号
静岡県藤枝市与左衛門119番地の５　ハイツスルガ202
債務者　増田富美子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８７号
東京都墨田区東向島２丁目４番10号、申立時の住所静岡県浜松市中区木戸町８―34　レオパレスグレンツェ木戸204
債務者　北澤　彩乃
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
静岡県浜松市浜北区貴布祢885番地の25
債務者　横井　政利
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係